

令和5年度 都留市文化財審議会  
(第2回会議)  
資料 2

「令和5年度の文化財の  
状況について」

## ○令和5年度の文化財の状況について①

## ◆八王子神社のイチョウ

令和5年9月29日 午前8時頃

- 枝折れ及び落下が発生。樹幹・枝が折れた理由は不明であるが、現地確認の状況から判断して、上部の樹幹が裂けるように折れ、その後、下部にある数本の樹幹や枝を巻き込んで地面に落下した様子である。
- また、上部樹幹については空洞がみられるため、腐食の可能性がある。



- 10月10日 八王子神社氏子総代より「市指定有形文化財（市指定史跡名勝天然記念物）現状変更等許可申請書提出 ⇒ 同日許可
- 10月10日 八王子神社氏子総代より補助金交付申請書を提出 ⇒ 同日決定
- 1月18日 八王子神社氏子総代より事業報告及び収支決算書提出 ⇒ 同日額確定通知 ⇒ 市教育委員会より補助金の支払を実施

収 入		支 出	
項目及び内容	金額	項目及び内容	金額
市補助金	250,000円	切断費	50,000円
氏子負担金	250,000円	運搬・処理費	350,000円
		機械器具損料	30,000円
		重機損料	20,000円
		諸経費	10,000円
		消費税	46,000
		値引き	-6,000
合 計	500,000円	合 計	500,000円

## 【その他の報告事項】

- 幹の状態などを踏まえ樹木医に調査などを行っていくことが望ましい。また、保全のための選定なども実施していく必要がある。
- なお平成30年度に樹木医が現地確認のうえ、保護事業を進める方向だったが、氏子会より「（当時）台風被害が大きくなかったから」という理由で対応を見送った経緯がある。

## 【課題】

- 人的被害はなかったが、多数の枝が隣家の畑に落ちており、状況によってはそうした被害の恐れがあった。
- 現場立会時、地元総代ではなく、市が管理しているのではないか、という誤った見解が立会者から示された。また、市に撤去してもらえるのでは、という意見もあった。また、現場立会時に完全な伐採を望む声もあったため、今後、適正な行政指導が求められる。
- 所有者・団体による管理がコミュニティの衰退や資金調達面で脆弱になりつつある様子が見え、地域によっては、文化財に対する保護や活用といった観点の停滞が見られ、文化財の維持に伴い、地域資源に対する理解の増進が必要となる。（即効性と継続性の両面から）

## ○令和5年度の文化財の状況について②- 1

## ◆真福寺大カヤ

- 9月5日 令和6年度文化財補助事業補助金申請における県ヒアリングの結果、令和5年度内予算での対応に変更。
- 9月22日 山梨県文化財審議会委員（2名）、山梨県文化振興・文化財課職員、所有者、見積業者（樹木医）、市教育委員会により、真福寺大カヤの保護事業として行う業務内容が適切か判断するため立会を実施。
- 今回の事業内容は、樹幹の縦割れを防ぐためにロープで胴回りを絞る「ブレーシング」と、太い枝と細い枝をロープで結び固定し、枝折れを防ぐ「ケーブリング」を行う見込みである。
- 将来的には支柱を用いた手法により保全を図っていくことを想定。

↓

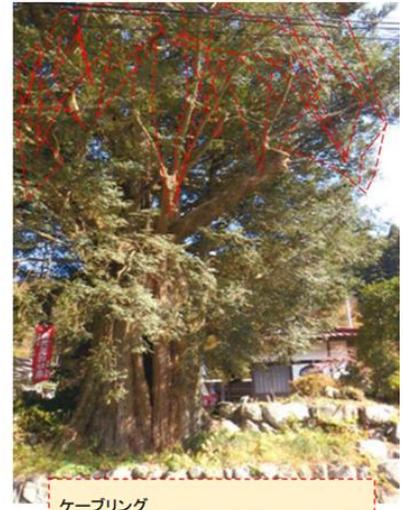
- 樹勢や根に支障はないものの、樹幹は空洞状態となっており、対策しなければ倒木の恐れがある旨説明があった。
- ブレーシングの作業を行うにあたり、樹木を軽くするために事前に枝の選定を行うが、落しすぎると樹木が栄養不足となる可能性があるため計画的に実施をする必要がある。あわせてケーブリングについても、幹自体が脆弱であるため、どの枝と幹を結びつけるか、慎重に行う必要がある旨、指摘があった。
- 支柱の設置についても審議会員により賛同された。
- なお、大カヤの一部空洞化している太枝が、対面に位置する別の樹木に支えられた状態になっており、それによって倒壊を免れている状況でもある。ただし、本樹木についても空洞化の状況がみられるため、将来的には内部腐食を防ぐため風通しを良くする、綿詰めを行う等の対策が想定される。

↓

- 1月19日 県に現状変更を提出
- 1月26日 県より現状変更許可

2か所を  
想定

ブレーシング  
・横方向にロープで幹を固定し、縦割れが広がらないように措置を施す



ケーブリング  
・上の枝・下の枝、太い枝・細い枝をロープで結び（蜘蛛の巣状にロープを設置し）、枝倒れを防ぐ



## ○令和5年度の文化財の状況について②-2

## ◆真福寺大カヤ

- 2月9日現場立会。2月6日の積雪に伴い、天然記念物である大カヤ、また大カヤの隣に立ち、大カヤの一部の枝を支えている樹木について、枝折れや枝の落下が発生している状態。
- 大カヤの枝折れは2か所で発生しており、1か所は樹幹から完全に折れてしまい、他の枝に引っかかっている状態であり、落下する恐れがある。もう1か所については、隣の樹木に支えられている太い枝が裂けている状態であり、樹幹にはつながっているものの、今後、雪や風などにより裂けが進行することが想定される。



## 【今後の対応】

- 今年度緊急対策事業を行うにあたり、先般県に提出している現状変更内容と、今後発生する作業概要について今年度は「ケーブリング」を行わず、雪害に伴う欠損部の保護おける枝剪定及び「ブレーシング」のみ行う。
- また、上記で示したように、添え木の役目を担う樹木にも問題が生じていることから、令和6年度中に対面の樹木に代わる支柱設置の計画建てと、令和7年度（以降）にそれに伴う予算措置が想定される。

## ○令和5年度の文化財の状況について③

## ◆阿夫利神社

- 2月13日 近隣の畑所有者より連絡があり、先般の積雪（2024年2月6日）に伴い枝折れが発生しており、枝が畑に落ちてしまっている。
- 可能であれば、市の教育委員会で撤去してもらいたいとのことだが、市では撤去ができず、所有者から現状変更の申請をもって撤去可能である旨伝達。については氏子の代表者を改めて市教委に共有してもらいたいと連絡者に依頼のうえ、了解いただいた。
- 連絡者より追って情報共有の予定。
- 2月15日 担当者による現地確認。枝の規模感から補助対象とする見込み。



## ○令和5年度の文化財の状況について④

## ◆円通院山門

12/13 (水)

- 土木建設事業者より見積書提出 金額：¥5,090,000
- 市教委から火災保険料による補填がいくらになるのかを所有者には確認するように改めて伝達。この金額に対して、現状、補助金は上限100万となっている旨も伝達。
- 所有者の瑕疵によるものであるため、補助の対象とするか、またどの程度の補助とするかについては、文化財審議会を通じて協議を必要とする旨伝達。

(所有者意見)

- 屋根 専門業者の知恵を借りながら修繕を図っていく。保存の観点から長い目で直していく。
- クラウドファンディングなど力をお借りできればありがたい。
- 庫裏を新築した経緯があり、檀家にはその際に寄付をもらっており改めて募るのは忍びない ⇒ (市教委意見) 本来であれば文化財所有者と檀家が愛着を持って修繕に積極的である方が補助の根拠となるのではないか。
- 山門の下の方も老朽化しつつある。

## ◆尾県郷土資料館

7/29 修繕内容

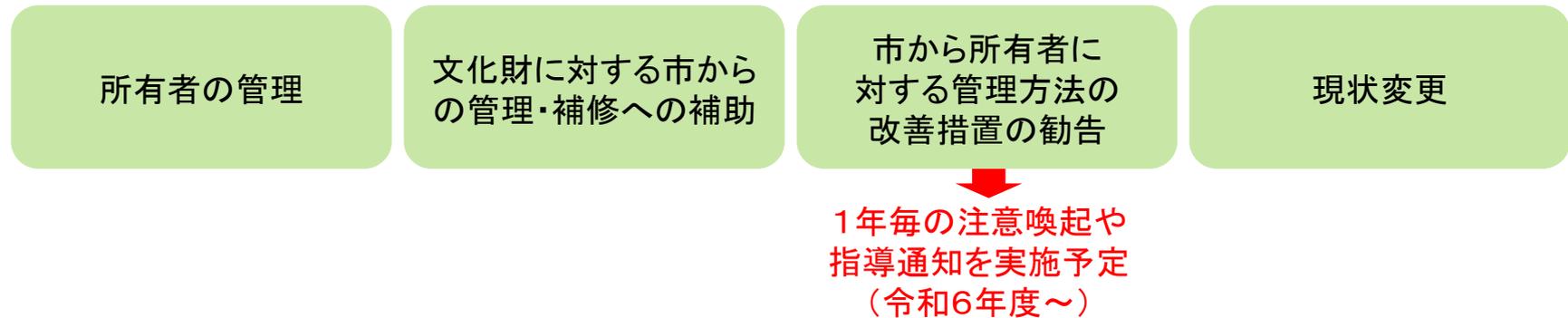
- 棧の破損した錠戸1枚については、分解して破損部を交換したうえで組み直し、再度取付けを行った。
- 窓ガラスは同仕様のものとの交換した。
- 床板(入口・裏口)については、既存のものを保護する観点から取り外さず、景観を壊さない合板板によってカバーした。
- 外壁は漆喰の塗り直しを行った。



# 〇都留市内文化財への対応・周知に関する位置づけ

## ◆ 課題

- 天然記念物に関する枝折れが多数発生した。また、維持管理が難しいといった声があり自治会や氏子会などの所有団体において、文化財保護への理解の低迷や、文化財を維持していくマンパワーや資金調達への数字的な不足や、こうしたものへの協力体制への理解不足がうかがえた。
- 都留市教育委員会としては所有者への維持管理や日常点検を促す注意喚起を取り急ぎ令和6年度から行う。また、中長期的に文化財保護の理解を深める仕組みづくりが求められる。



## ◆ 都留市文化財保護条例（参考・一部抜粋）

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

第9条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事由がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、前項の補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

第10条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し若しくは亡失し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

第12条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。